

生産物賠償責任保険リコール免責と リコール保険の現状と課題

鴻上 喜芳¹

概要: 欠陥が判明した生産物の回収等にかかる費用損害については、生産物賠償責任保険においてはビジネスリスクとして免責とされ、それへの補償提供はリコール保険がその役割を担う。本稿では、生産物賠償責任保険リコール免責とリコール保険の現状を整理し、米国の取扱いを参考にしつつ、リコール費用損害への補償提供にかかる日本の課題を明らかにする。結論として、リコール免責については、回収義務の存在の見直しが必要であり、生産物賠償責任保険とリコール保険の関係については、生産物賠償責任保険に減損財物概念を導入しリコール保険には損害賠償金免責を導入して、両者の間に米国と同じ補完関係を築くのが最良の策であることを指摘する。

キーワード: 生産物賠償責任保険, リコール免責, ビジネスリスク免責, 生産物回収費用保険, ISO 約款

Current Situation and Issues on Recall Insurance and Recall Exclusion of Product Liability Insurance

Kiyoshi Kougami²

Abstract: Damages claimed for cost or exence for product recall are covered by recall insurance, not by product liability insurance. This article intends to clear the current relationship of recall insurance and recall exclusion of product liability insurance, and the issues on recall coverage in Japan with reference to the treatment in the USA. As conclusion, it indicates that the racall obligation in product liability insurance should be reconsiderd, and that complementar relationship of two insurance same as in the USA should be established, by setting up impaired property exclusion to product liability insurance, and third party damages exclusion to recall insurance.

Keyword: Product Liability Insurance, Recall Exclusion, Business Risk Exclusion, Recall Insurance, ISO Form

1 はじめに

生産物に欠陥があることが明らかになった場合には、当該欠陥による事故の発生を防止するために適切にリコール（製品回収等）が実施されることが望まれる。リコールを実施するための費用は、生産物賠償責任保険では免責とされており、その補償を提供するのがリコール保険である。従って、生産物賠償責任保険とリコール保険は完全な補完関係を有することが望ましいが、日米においてその構築方法は異なっている。本稿では、生産物賠償責任保険リコール免責とリコール保険の現状を整理し、米国の取扱いを参考にしつつ、リコール費用損害への補償提供にかかる日本の課題を明らかにする。

2 リコール免責

リコール免責とは、製造物や仕事の目的物等に欠陥等が判明しリコールがなされた場合の費用を免責とす

る規定である。賠償責任保険の免責条項にビジネスリスク免責³と呼ばれるものがあるが、リコール免責はその一つである。

2017 年 3 月 1 日受付, 2017 年 4 月 1 日採択

¹ 長崎県立大学: 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町 123

² University of Nagasaki: 123, Kawashimo-cho, Sasebo-shi, Nagasaki, 858-8580, Japan

³ 米国においては、管理財物等への損害（管理財物の損害、不動産への作業が加えられた特定部位の損害、仕事の不備のため修補が必要となった財物の特定部位の損害など）、減損財物損害（欠陥のある製造物や仕事が組み込まれ、それらを除去等しなければならなくなった財物の損害）、*itself* 損害（生産物自体や仕事の目的物自体の損害）およびリコール損害がビジネスリスクと呼ばれ、免責とされている。その理由としては、ビジネスリスクは事業を行うにあたって不可避のものでありそのような通常予測可能なリスクは保険転嫁ではなく製品やサービスの価格に反映されるべきであること、ビジネスリスクを免責とすることで保険料は抑えられまた被保険者の効率的な事業遂行のインセンティブになること、などが挙げられている（Baldwin (2008) .p.57）。日本の約款でも、管理財物損害は普通保険約款で、*itself* 損害およびリコール損害は生産物特別約款で、それぞれ免責とされている。

2.1 米国の現状

米国の ISO⁴ CGL (Commercial General Liability : 総合賠償責任) 保険約款 (以下「米国約款」) は、1941 年に誕生し、以降数度の改訂を経て現在に至っており、最新版は 2013 フォームである。

(1) 米国約款の文言

以下は、米国約款 2013 フォームのリコール免責関連の約款文言である⁵ (翻訳は筆者による)。日本約款にはない減損財物の概念を取り入れ、生産物、仕事の目的物および減損財物のリコール費用を免責としている。

<p>n. Recall Of Products, Work Or Impaired Property Damages claimed for any loss, cost or expense incurred by you or others for the loss of use, withdrawal, recall, inspection, repair, replacement, adjustment, removal or disposal of: (1) "Your product"; (2) "Your work"; or (3) "Impaired property"; if such product, work, or property is withdrawn or recalled from the market or from use by any person or organization because of a known or suspected defect, deficiency, inadequacy or dangerous condition in it.</p>	<p>n. 製造物、仕事または減損財物のリコール 製造物、仕事または減損財物に欠陥、不備、不適合または危険が判明したまたはそのおそれがあるために市場または個人もしくは組織による使用から回収を実施する場合、あなたに発生したか他の者に発生したかを問わず、以下に掲げるものの使用不能、回収、検査、修理、交換、調整または廃棄のための損害または費用にかかる損害賠償金 (1) 「あなたの製造物」 (2) 「あなたの仕事」 (3) 「減損財物」</p>
---	--

(2) 旧約款の改善

最新の条項は、1986 フォームにおいて改訂されたものであり、以降は改訂されていない。改訂前の条項は 1973 ポリシーの次のような規定であった。

<p>(p) to damages claimed for the withdrawal, inspection, repair, replacement, or loss of use of the named insured's products or work completed by or for the named insured or of any property of which such products or work form a part, if such products, work or property are withdrawn from the market or from use because of any known or suspected defect or deficiency therein;</p>	<p>(p) 記名被保険者の製造物、記名被保険者によってもしくは記名被保険者のためになされた仕事またはそれらの製造物もしくは仕事が一部をなす財物に欠陥または不備が判明した</p>
---	---

はそのおそれがあるために市場または使用から回収を実施する場合、回収、検査、修理、交換また使用不能にかかる損害賠償金

1973 ポリシーでは減損財物の概念が用いられておらず、また「あなたに発生したか他の者に発生したかを問わず」の文言がないために、被保険者が部品メーカーである場合に、完成品メーカーが部品の欠陥で完成品をリコールするのに要した費用が被保険者に賠償請求されたような事案では、保険者に支払いを命じる判決も多々あったことから、改善が図られたものである⁶。

(3) 回収義務規定

日本約款に見られる、事故発生のおそれを知ったときに被保険者に課される回収義務の規定は、現在の米国約款には存在しない。2013 フォームにおける事故等が発生したときの被保険者の義務は、事故時は、事故の時・場所、被害者・証人の名前・住所ならびに身体障害・財物損害の状況・場所を通知すること、訴訟提起時は、賠償請求または訴訟の内容とそれを受けた日付を記録すること、ならびに請求書、通知書、召喚状または法的文書の写しを送付することにとどまっている。

米国約款には、次のとおり免責事由の a. に予期損害免責があり⁷、同種の事故の発生が予期されるのに欠陥製品の回収を実施しなかった場合は、この免責条項で対象外とすることが可能であり、前段階で回収実施を義務付ける必要はないと判断しているのであろう。

<p>2. Exclusions This insurance does not apply to: a. Expected Or Intended Injury "Bodily injury" or "property damage" expected or intended from the standpoint of the insured. This exclusion does not apply to "bodily injury" resulting from the use of reasonable force to protect persons or property.</p>	<p>a. 予期または意図された損害 被保険者から見て予期または意図された「身体障害」または「財物損害」。この免責は、人または財物を守るための正当防衛による「身体障害」には適用しない。</p>
---	--

⁴ Insurance Service Office. 米国の保険会社に対して、標準約款や統計データの提供サービスを行っている。

⁵ Malecki (2013) .p.531.

⁶ "Recall of Products, Work, or Impaired Property", SECTION V, "Commercial Liability Insurance" IRMI online.

⁷ 1973 ポリシーからオカレンスの定義で導入され、1986 フォームから免責条項に移行している (IRMI online)。

2.2 日本の現状

日本の生産物賠償責任保険約款は、1957 年の導入以来開発当初の約款が大きく変更されることなく使用されてきた。補償内容にかかわる大きな変更があったのは 2010 年施行の保険法に対応するための約款改訂の一度のみである。ここでは、当該約款改訂後の 3 メガ損保のリコール免責を取り上げ、その内容を整理する⁸。いずれも、生産物等に欠陥が見つかり事故発生のおそれがある場合は、まず被保険者に回収義務を課し、それを怠ったために発生した事故は免責とするとともに、回収措置の費用についても免責とする内容になっている。

【東京海上日動社】

第 2 条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。
--------	--

第 4 条 (回収等の措置の実施義務)

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生 (同種の事故の発生を含みます。) を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

【三井住友社】

第 6 条 (保険金を支払わない場合—その 2)

当会社は、第 1 条 (保険金を支払う場合) に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物 (注 1) の回収措置 (注 2) に要する費用 (注 3) およびそれらの回収措置 (注 2) に要する費用 (注 3) およびそれらの回収措置 (注 2) に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注 1) 生産物または仕事の目的物
生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注 2) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

(注 3) 回収措置に要する費用

被保険者が支出したと否にかかわらず、または損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第 13 条 (事故の発生の防止義務)

- (1) 第 1 条 (保険金を支払う場合) に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置 (注) を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が正当な理由なく(1)の、回収措置 (注) を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

【損保ジャパン日本興亜社】

第 4 条 (回収措置の実施と回収費用)

- (1) 被保険者は、第 1 条 (事故) の事故の発生またはそのおそれがあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収措置 (注 1) を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく回収措置 (注 1) を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置 (注 1) が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出した回収措置 (注 1) に要した費用 (注 2) に対しては、保険金を支払いません。

(注 1) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

(注 2) 回収措置に要した費用

被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置 (注 1) を委託して支出した費用を含みます。

2.3 回収義務規定

日本で回収義務規定が導入されたのは、およそ 1980 年代に各社が解釈条項として生産物特別約款に自動付帯するようになった追加特約条項にその源流があるが、追加特約条項は米国の 1966 ポリシーを参考に回収義務を導入したものと推定される。その理由は、米国約款において回収義務を規定していたのは 1966 ポリシーのみであり、その後 1973 ポリシー以降は occurrence (事故) の定義または免責条項において被保険者の予期する損害は補償対象外とする措置がとられているか

⁸ 東京海上日動社は吉澤 (2014)、三井住友社は三井住友海上火災保険株式会社 (2014)、損保ジャパン日本興亜社は同社の証券添付用約款 (2014 年 9 月) を参照した。

らである。

2.4 日本のリコール免責の課題

米国が 1986 フォームの改訂で対応した、①製造物・仕事の目的物のみならず「減損財物」の回収に要した費用も免責にすること、②回収に伴う損害または費用が誰に発生したものであっても免責とすること、については、現在の日本約款は概ね対応できているといえるが、課題として以下の 2 点が挙げられる。

まず①について、3 社共通であるが、米国の約款よりも免責範囲が広がっている。すなわち、米国の約款は、完成品の使用不能損害およびリコール費用について、当該完成品の「他の部分」が「減損財物」（製造物等を修復すれば再使用できるもの）に該当する限りそのリコール費用を免責としているが、日本約款は完成品全てのリコール費用を免責としているのである。端的な例を示すと、汚染砂糖が混入したキャンディーのリコールについて、砂糖以外の原料は修復して使用できないため「減損財物」に該当せず米国の約款では補償対象であるが、日本約款では免責である。

次に②について、損保ジャパン日本興亜社の約款が十分に対応できていないといえる。この約款では、第三者の行ったリコールについて被保険者が委託したもののみを免責としているが、完成品メーカーがリコールを実施し被保険者である部品メーカーに賠償請求してきた場合については免責にしきれないおそれがある。

さらには、日本約款に規定されている回収義務は必要であろうか。保険による補償と直接はかかわらない義務を保険者が被保険者に課するというのは考えてみると妙な規定である。米国の場合、被保険者が実施すべき回収を怠った場合には、CGL には予期損害免責があってそれによって生じた賠償責任は免責となり、またリコールカバーにも Known Defect（保険始期以前に知られていた欠陥）免責があり、遅れて回収する場合は免責となる。回収義務の趣旨が同種事故の防止であれば、米国のように予期損害免責を導入すれば事足りると考えられるのである。

3 リコール保険

3.1 生産物回収費用保険

生産物回収費用保険は、1990 年に東京海上社と日産火災社によって開発されたものである。現在使用されている約款については、3 メガ損保において本質的な

差異はない⁹。

対象とする損害は、「被保険者が、製造・販売等を行った生産物のかしに起因して日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害」であり、新聞等で社告した場合など回収等の実施が客観的に明らかなものに限られる。補償項目は、①社告費用、②通信費用、③かしの有無の確認費用、④回収生産物の修理費用、⑤代替品の製造原価または仕入原価、⑥回収生産物と引き換えに返還する生産物の対価、⑦回収生産物・代替品の輸送費用、⑧回収生産物の一時的保管のための倉庫・施設の賃借費用、⑨回収等の実施により生じた人件費の超過部分、⑩回収等の実施により生じる出張費・宿泊費用および⑪回収生産物の廃棄費用である。

免責事由には、次のようなものが規定されている。

- ・ 契約者等の故意・重大な過失による事故の発生
- ・ 契約者等の故意・重大な過失による法令違反
- ・ 脅迫行為、加害行為
- ・ 生産物の自然の消耗等
- ・ 保存期間等経過後の品質劣化
- ・ 原子力危険
- ・ 修理または代替品のかし

3.2 簡易なりコール保険

生産物回収費用保険は、主に完成品メーカーである大企業への提供を前提として開発されたものであり、契約においてはオーダーメイドの色彩が濃い。しかしながら、部品・原材料メーカーを中心とする中小企業にもリコール保険のニーズは強く、これに対応して現在では日米ともに簡易なりコール保険が用意され、定型的な契約が可能となっている。

(1) 日本

1995 年の製造物責任法立法で製造物責任が強化され、それまで生産物賠償責任保険を利用していなかった中小メーカーが簡易に利用できる国内 PL 保険への要望が高まり、商工 3 団体による中小企業 PL 保険制度が創設された。2007 年には当該制度においてリコール特約が導入され、中小企業も簡便にリコール保険に加入できるようになった¹⁰。

a) 補償内容

充実補償においては、事故が発生したかそのおそれ

⁹ 3 社提供の約款で確認。

¹⁰ 補償内容等は、東京海上日動社提供の「中小企業 PL 保険制度」約款集を参照した。

がある場合で、①行政庁への届出・報告、②社告、③行政命令のいずれかがあり客観的に実施および事故が確認できるリコールが対象となっており、これは生産物回収費用保険と同じである。限定補償においては、対象となるリコールは、重大事故（死亡、一酸化炭素中毒、火災等）である場合に限られ、かつ行政庁に届出・報告したか、行政庁の命令によるものに限定されており、自主回収は対象となっていない。なお、充実補償は自主回収も対象にしていることから、危険度の高い製造物（自動車、充電器、チャイルドシートなど）は除外されている。いずれの補償でも、被保険者自身がリコールを実施したことによる費用損害の他、完成品メーカー等第三者がリコールを実施し被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害も補償されている。

b) 補償項目

限定補償においては次の 8 項目が対象となっている。

①社告費用、②通信費用、③かしの有無の確認費用、④回収生産物・代替品の輸送費用、⑤回収生産物の一時的保管のための倉庫・施設の賃借費用、⑥回収等の実施により生じた人件費の超過部分、⑦回収等の実施により生じる出張費・宿泊費用、⑧回収生産物の廃棄費用

充実補償においては、限定補償の補償項目に加え次の 6 項目が補償される。

⑨回収生産物の修理費用、⑩代替品の製造原価または仕入原価、⑪回収生産物と引き換えに返還する生産物の対価、⑫信頼回復広告費用、⑬在庫品廃棄費用、⑭コンサルティング費用

c) 免責事由

- ・契約者等の故意・重大な過失による事故の発生
- ・契約者等の故意・重大な過失による法令違反
- ・戦争
- ・脅迫行為、加害行為
- ・生産物の自然の消耗等
- ・品質保持期限経過後の品質劣化
- ・原子力危険
- ・修理または代替品のかし
- ・初年度契約の始期以前に占有を離れた生産物
- ・特約加重責任
- ・BSE、感染症（充実補償のみ）
- ・効能・品質に関する不当な表示、虚偽の表示（充実補償のみ）
- ・契約者等の故意・重大な過失による表示漏れ・表示誤り（充実補償のみ）

(2) 米国

CGL ではリコール費用損害は免責とされているが、これを限定的に復活担保する特約“Limited Product Withdrawal Expense Endorsement”が、2001年にISO約款に導入され現在に至っている。

a) 補償内容

補償対象となるリコールは、被保険者の製造物に欠陥があることまたは製造物汚染（product tampering）が発生していることが明らかであって、かつ身体障害・財物損害が現に発生したかまたは発生させるおそれがある場合で、被保険者による決定または行政命令によって回収するものである。

b) 補償項目

①広告費用、②通信費用、③超過人件費（旅費・宿泊費を含む）、④コンピュータの時間費用、⑤独立請負人・臨時職員の費用、⑥出張費、⑦倉庫・保管施設の費用、⑧「あなたの製造物」または「あなたの製造物」を含む製造物（再使用できないものに限る）の廃棄費用（購入費用または製造費用を超えないことを要する）

c) 免責事由

- ・製造物の不備が、現に身体障害・財物損害を発生させまたそのおそれがあるわけではない場合
- ・知的財産権侵害のためのリコール
- ・製造・輸送の過誤または製造物汚染ではない化学的劣化
- ・製造物をよりよくするための設計変更によるもの
- ・貯蔵寿命によるもの
- ・保険始期以前に知られていた欠陥によるもの
- ・担保 A（身体障害、財物損害）で対象外とされている製造物のリコール
- ・保険始期以前の政府の禁止令にかかるもの
- ・防衛費用
- ・被保険者に課された損害賠償金、罰金、過料、懲罰的賠償金
- ・環境汚染

3.3 日米比較

日本のリコール保険は、補償項目については米国のものと比べ遜色ないものになっている。考え方の違いがみられるのは免責条項であり、米国約款は損害賠償金免責を有するのに対し、日本約款にはこれがなく、リコール保険の補償と生産物賠償責任保険の補償が重複する場合があります。

4 リコール免責とリコール保険の関係

リコール費用は、第三者賠償を対象とする賠償責任保険で補償されるべきではなく、別途被保険者がファーストパーティとして手配するリコール保険で補償さ

れるべきものである¹¹。両者の関係は、完成品メーカーにおいては明確に区分することが可能であるが、部品・原材料メーカーにおいては、部品・原材料の欠陥によるリコールを完成品メーカーが自己の費用で実施し、後に部品・原材料メーカーに求償することが多々あるため、部品・原材料メーカーにとってはリコール費用と完成品メーカーへの賠償責任が競合する事態となることがある。

このような場合に、賠償責任保険で対象とするかリコール保険で対象とするか、その補完関係がしっかりと構築されていることが重要である。日本・米国とも補完関係が成り立つように約款が構成されているが、補完のさせ方が日米で異なる。以下は、部品メーカーの賠償責任保険とリコール保険の補完関係を日米で比較したものである。部品メーカーの部品 (itself) に欠陥があり完成品をリコールすることになったと仮定する。完成品の他の部分は、部品の欠陥により物理的損傷 (PD: property damage) を被ったものと、部品を修復すれば再使用できるもの (IP: impaired property) に分類できる (図 1)。これら 3 つに対するリコール費用の補償を日米で比較した (表 1)。米国は itself と IP はリコール保険、PD は賠償責任保険で対象とする¹²。これに対し、日本は基本的には 3 つすべてをリコール保険で対象とする意図となっている¹³。

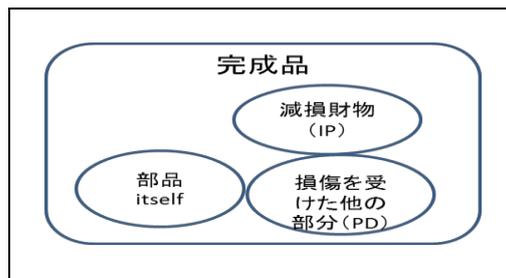


図 1 部品損害概念図 (出典：筆者作成)

表 1 リコール費用補償に関する補完関係日米比較

		賠償責任保険	リコール保険			
			東海日動	商工3団体	三井住友	損保ジャパン
米国	itself	×	○			
	IP	×	○			
	PD	○	×			
日本	itself	×	○	○	○	○
	IP	×	○	○	?	?
	PD	×	○	○	?	?

(出典：筆者作成)

5 生産物賠償責任保険とリコール保険の補完関係に関する日本の課題

生産物賠償責任保険におけるリコール免責とリコール保険は、隙間のない補完関係にあるのが望ましいことは当然である。東京海上日動社は、この問題を解決すべくリコール費用保険に追加特約条項を作成し、この中で、生産物とは「被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物 (不動産を除きます。) またはそれらを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工した財物 (不動産を除きます。) をいい、これに付随して提供される景品を含みます。」と規定した¹⁴。これによって、表 1 に示すように賠償責任保険とリコール保険の間に隙間のない補完関係を築いたのである。商工 3 団体の中小企業 PL 保険およびそのリコール特約も東京海上日動社が幹事社であるため、その約款も同様の措置がとられている。一方三井住友社と損保ジャパン日本興亜社は、この部分の約款改訂を行っておらず¹⁵、部品メーカーが自社部品のみを対象生産物と

¹¹ 注 2 を参照されたい。

¹² 米国の賠償責任保険で PD が「○」となるのは、itself 免責、減損財物免責およびリコール免責のいずれにも該当しないことによる。また、リコール保険で PD が「×」となるのは、リコール保険の損害賠償金免責による。

¹³ 三井住友社と損保ジャパン社に「？」があるのは、部品メーカーが対象生産物を「自社部品」として契約したときに自動的に完成品のリコールも対象となる規定を有していないことによる (1990 年の開発当初の約款のままである)。これら 2 社の約款でも、部品メーカーが対象生産物を「完成品」として契約すれば「？」部分は「○」となる。また、日本の賠償責任保険で 3 つすべてが「×」になっているのは、保険法対応約款改訂で特別約款レベルでは完成品を全面的に免責にしたことによる。それ以前の約款では itself のみが「×」であった。新約款でも IP、PD について特約で復活担保することは往々にしてあるようである。

¹⁴ 同社提供の約款による。

¹⁵ 両社提供の約款で確認。

して契約する場合があれば補完関係が崩れるという問題をはらんでいる。

東京海上日動社の方針にしても十分な補完が図られているとは言い難い。なぜなら、生産物賠償責任保険において従来は対象としていた完成品の損害を一律全面的に免責にすることは容易ではなく、特約で復活担保している例は数多くある。リコール保険との補完関係に関しては、生産物賠償責任保険で完成品を復活担保した瞬間に約款による完全な補完は崩れ去るのである。重複を生じさせないためには、個別契約者ごとに生産物賠償責任保険での完成品復活担保状況とリコール保険契約状況を精査して引受けをする必要があるが、それがミスなく行えるであろうか。

さらに、筆者は生産物賠償責任保険における完成品全面免責には疑問を呈した¹⁶。その上で、リコール保険との補完関係も個別の契約状況にかかわらず達成しようとするれば、生産物賠償責任保険に減損財物概念を導入し、リコール保険には損害賠償金免責を導入して、米国と同じ補完関係を築くのが最良の策であると考えるのである。

参考文献

- [1] 鴻上喜芳. “生産物賠償責任保険 itself 免責の課題—米国 ISO 約款を手がかりに—”. 損害保険研究, 第 78 巻第 1 号, 2016.
- [2] 鴻上喜芳. “生産物賠償責任保険約款の課題”. 保険学雑誌, 第 636 号, 2017.
- [3] 三井住友海上火災保険株式会社編. 新種保険論 (賠償責任保険), 改訂第 5 版. 損害保険事業総合研究所, 2014.
- [4] 吉澤卓哉監修. 新・賠償責任保険の解説. 保険毎日新聞社, 2014.
- [5] Baldwin, S.M. “The Business Risk Doctrine and the Business Risk Exclusions”. Problem Issues in CGL, Second Edition, The National Underwriter Company, 2008
- [6] Malecki, D.S. Commercial General Liability Coverage .Guide 10th Edition, The National Underwriter Company, 2013.
- [7] "Commercial Liability Insurance".
<http://www.irmi.com/online/cli/default.aspx>. IRMI online.
(参照 2016-6-1) .

¹⁶ 詳細は、鴻上 (2016) および鴻上 (2017) を参照されたい。